

令和8年度 大東市立諸福小学校いじめ防止基本方針

本方針は、人権尊重の理念に基づき、全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ」を根絶することを目的に、大東市教育委員会作成「いじめの早期発見と防止及び発生時の対応指針（平成19年3月）」に基づき策定するものである。

1. いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

（平成25年度 いじめ防止対策推進法第2条）

上記の考えのもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己肯定感・自己有用感を高める教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、指導・対応にあたる。

2. いじめ未然防止のための取り組み

互いに相手を思いやり、児童一人ひとりが認められる集団づくりに学校全体で取り組む。また、教師が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己肯定感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

そのため、「学び合う」授業づくりを推進し、児童の主体的な学びにより、「自分の考えを持ち、発表し、また、仲間の意見も大切にする」学びの集団を育成する。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行うと共に、いじめにつながる暴力やからかい等の行為に対しても毅然と対応する。また、教員の「いじめは人間として絶対に許されない」との認識のもと、児童にも「いじめは絶対に許されないことである」という認識をもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

- ・朝のあいさつ運動の実施やチクチク言葉を使わないなど。
- ・互いを認め合える集団づくり。

(2) 児童一人一人の自己肯定感・自己有用感を高める教育活動を推進する。

- ・一人一人が活躍できる学習活動の充実。
- ・人との関わり方を身に付ける集団活動の取り組み。
- ・「学び合う」授業づくりを通して、自分の考えを他の人に分かるように説明することや他の人の考えを共感し、聞き取る授業づくりの充実。

(3) 年間計画

	低学年	中学年	高学年	学校全体
1 学期	相談窓口周知 家庭訪問 ・家庭での様子の把握 アンケート① 個人面談① 学期末懇談	相談窓口周知 家庭訪問 ・家庭での様子の把握 アンケート① 個人面談① 学期末懇談	相談窓口周知 家庭訪問 ・家庭での様子の把握 アンケート① 個人面談① 学期末懇談	市第1回いじめ対応担当 教員連絡会への参加
夏 季 休 業				
2 学期	アンケート② 個人面談② 学期末懇談	アンケート② 個人面談② 学期末懇談	アンケート② 個人面談② 学期末懇談	市第2回いじめ対応担当 教員連絡会への参加
3 学期	アンケート③ 個人面談③ 学期末懇談	アンケート③ 個人面談③ 学期末懇談	アンケート③ 個人面談③ 学期末懇談	市第3回いじめ対応担当 教員連絡会への参加

※年間を通して、特活・総合・道徳等で「いじめを許さない、見過ごさない感性を育む」「自尊感情を育む」などの教育活動を推進する。

3. いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

ア 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識のもと、全教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない感性を身に付けていくことが必要である。

イ 学年会で児童の状況について交流し、学年全体での組織的な児童の状況把握や対応に努める。

- ウ 気になる児童がいる場合は学年や生活指導部会、校内支援委員会等の場において気付いたことを共有し、いじめ対応教員を中心として、より大勢の目で当該児童を見守る。
 - エ 様子に変化が見られる場合は、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合は、保健室や相談室などを活用し、当該児童から悩みや相談等を聞き、問題の早期発見を図る。
 - オ 「学校生活に関するアンケート」を年3回行い、児童の悩みや人間関係をより迅速に把握する手立てとする。
 - カ 実践的な態度を養う道徳教育を推進する。
 - キ 情報モラルに関する取り組みを行い、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを理解させる。
 - ク 外国にルーツのある児童・外国人児童に対する理解や性的マイノリティに対する理解を促進する。
- (2) いじめの早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決にあたる。
- ア いじめを認識したときには、学級担任だけでなく、学校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめの解決にあたる。
 - イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている児童に対しては、家庭と連携して指導にあたる。
 - ウ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
 - エ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
 - オ 障害のある児童がかかわるいじめについては、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び支援を行う。
 - カ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭との連携を図り、指導を行っていく。
 - キ 解決後も再発の可能性が十分あり得ることを踏まえ、被害児童及び加害児童については、相当の期間（少なくとも3か月）が経過するまでは、日常的に注意深く様子を見守っていく。
- (3) 家庭や地域、関係機関と連携した取り組み
- ア いじめが起きたときには家庭との連携を密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かす。家庭との連携を密にし、学校だけで問題解決をするようなことはしない。
 - イ 学校や家庭には、話すことができないような状況であれば、子ども家庭センターやサポートセンター等のいじめの問題につて専門的な相談窓口の利用も検討する。
 - ウ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められたときは、四條畷警察に通報し、連携して対処する。
 - エ 大東市教育委員会との連携のもと、事案の解決を図る。

4. いじめの問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①「生活指導部会」

月1回部会で気になる児童について、現状や指導について情報の交換、及び指導の役割分担について話し合いを行う。職員会議や職朝を利用し、全教職員の共通理解を図る。

②「いじめ防止対策委員会」

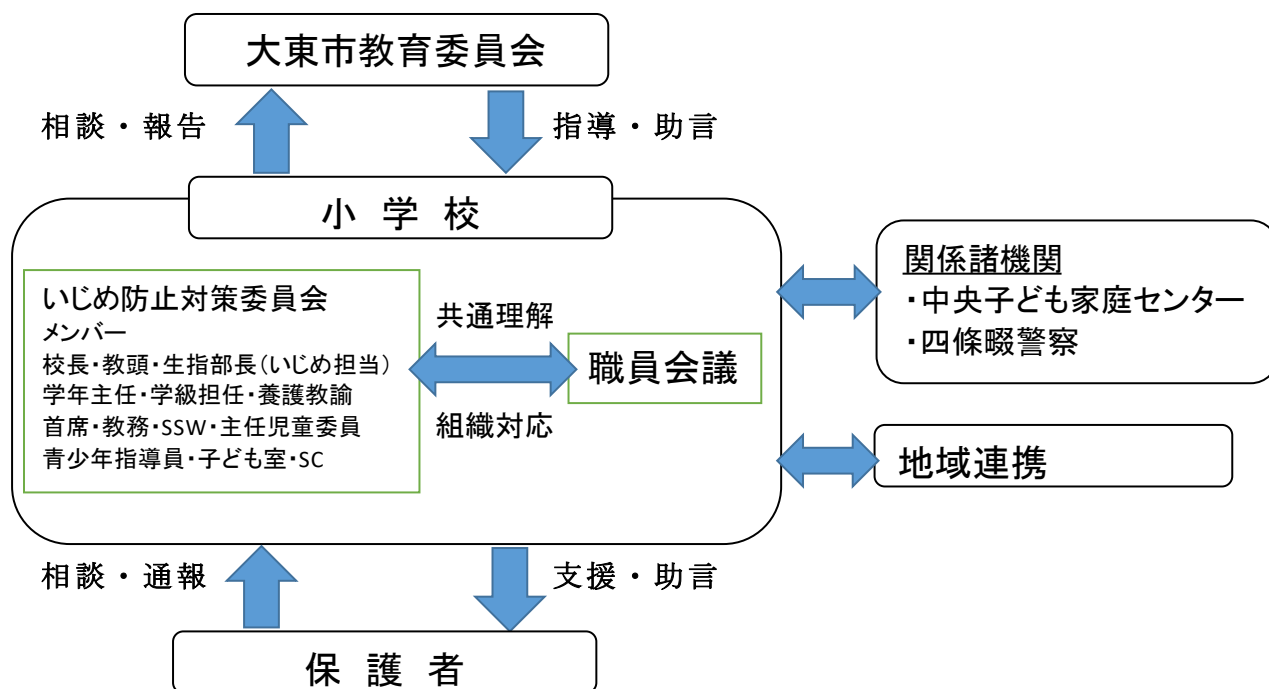
いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、特別支援担当教員、いじめ担当教員、生活指導部長、養護教諭、当該学級担任、SC、SSWによるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに管理職と生活指導部長に報告する。状況によっては「緊急いじめ防止対策委員会」を開催し敏速な対応を行う。「緊急いじめ防止対策委員会」参加メンバーは次の通りとする。

校長、教頭、いじめ担当教員、生活指導部長、養護教諭、主任児童委員、青少年指導員、市子ども室等、必要に応じ召集メンバーの変更は可能とする。

< 学校組織図 >



5. 方針の見直し

いじめ防止対策委員会において、本基本方針に示す内容が学校の実態に即し、十分に機能しているか否かについて検証し、必要に応じ本基本方針の見直しを図る。